

発議案第4号

令和元年9月25日

四街道市議会議長 戸田 由紀子 様

提出者 四街道市議会議員 成田 芳律  
賛成者 同 西塚 義尊

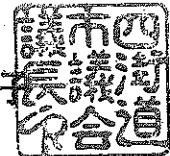


権利の放棄について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和 元年 9月25日 原案可決

四街道市議会議長 戸田由紀子



提案理由

本案は、過小に徴収していた家賃と正規家賃との差額に係る過去5年間分の債権を放棄するため提案するものです。

## 発議案第4号

### 権利の放棄について

市は、次により債権を放棄する。

1 債権の内容

市営住宅使用料

2 債務者

市営住宅入居者 172世帯

3 放棄する債権額

26,946,526円（平成26年10月分～令和元年9月分）

4 放棄の理由

過去5年分の市営住宅の家賃が、正規家賃より過小に算定されていたことが判明したが、これは市の算定誤りが原因であり、また、市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸するものであるが、過小に徴収していた家賃と正規家賃との差額を過去5年分遡って請求すると、対象者の生活困窮度が高まることとなるため。